

(研究ノート)

「<sup>ふげし</sup>鳳至・<sup>すず</sup>珠洲二郡教育協議会日誌」(1880年)と福沢諭吉の教育思想  
“Fugeshi and Suzu Districts Education Conference Journal” (1880) and  
Fukuzawa Yukichi’s Thoughts on Education

大久保 英 哲  
OKUBO Hideaki

## はじめに

筆者は2015年度から2019年度まで、金沢星稜大学人間科学部スポーツ学科特任教授として、スポーツ教育学・スポーツ史のゼミナールを担当した。ゼミナールでは毎年、はじめに福沢諭吉『学問のすゝめ』(岩波文庫)を講読してきた。近代日本にとって求められた人間像、思想、行動はいかなるものであったのか、その中で身体、あるいは体育やスポーツはどのように位置づけられたのかを知るためである。『学問のすゝめ』は1872(明治5)年1月から1876年11月まで、すなわち福沢の39歳から43歳の5年近くにわたり、時に断続しつつ出版された前後17編の小冊子からなる著述である。福沢のこれ以前の著述としては『西洋事情』があり、その発売部数は20~25万部、『学問のすゝめ』に至っては、福沢自ら記すところによれば、初編正版20万部、当時盛んにおこなわれた偽版を合わせると22万部になるという。これを当時の日本の人口3500万人に割り当てると、160人に一人の普及率になる。現在約3倍の人口(1億人)として、66万部の大ベストセラーとなって国内に流布したということになる<sup>1)</sup>。

さて、『学問のすゝめ』公刊完成から4年後にあたる、1880(明治13)年7月10日から8月1日までの20日間、能登半島、現輪島市に位置する<sup>いぐん</sup>鼻訓小学校において鳳至・珠洲二郡の小学校に適用される「教則」を審議する会議が開かれた。この地は当時、北前船寄港地として繁栄し、教育にも熱心な地域であった。協議は小学校教員約30名(日によって一部入替あり)が、石川県「模範教則」をモデルに、級と呼ばれる5つの学年段階(前・後期)にどのような教科と内容を配当、教育すべきかについて熱心な論議を交わした模様が逐次記録されている(輪島住吉神社蔵、筆者が住吉神社・宮司浅井則家様の許可を得て使用したのは神奈川大学所蔵マイクロフィルム版)。

こうした「日誌」の存在とその概要は、『石川県教育史』<sup>2)</sup>、『輪島市史』<sup>3)</sup>等でも紹介されており、拙稿「1880(明治13)年 鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」<sup>4)</sup>で全文翻刻(欠落部分は除く)がなされている。本稿では、原意を損なわない範囲で簡略化した現代文として示すが、興味のある方は原文を参照してほしい。

またこの中の「体操」科をめぐる議論を取り上げ、多くの教員から「皆健康であるから

(体操は)やる必要がない」「教材に学習段階がなく、試験もできない」「教科足りえない」など、近代教育発足間もない当時であって、ことに体操科が教師たちにとって「不人気」であり、その存在理由が疑問視されていた状況も明らかにした<sup>5)</sup>。

さらに、2019年9月、第70回日本体育学会が福沢ゆかりの慶応大学日吉キャンパスで開催され、組織委員会・体育史専門領域の一般公開合同シンポジウムが行われた。テーマは「自立・自律した個人に価値をおく社会における体育・スポーツ—福澤諭吉とその時代に手がかりを求めて—」であった。近代体育・スポーツを福澤諭吉との関連で見つめ直してみようという、いかにも慶應義塾大学らしい試みであった。

筆者は4人のパネリストの一人として、体育史の立場から「福澤諭吉の思想の地方体育への波及—鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌(1880年)」から—<sup>6)</sup>を報告した。この報告は、1880(明治13)年「二郡教育協議会日誌」の体操科をめぐる議論に、福澤諭吉という人物像からスクリーンをかぶせてみるという新しい試みであった。

その結果、福澤は保健養生的な身体運動の必要性は認めつつも、必ずしもその手段は「体操」である必要はないと考えていたことが示唆された。また「自主独立の精神を持った国民」育成の立場に立つ福澤にとって、教師の号令によって一斉に体を動かす体操伝習所が採用した保健養生目的の「軽体操」は、その精神性の欠如の故に、福澤の意に沿う教材ではなかったのではないかと推測される。例えば、『福澤諭吉全集』などを見ても、教育論は随所にみられるものの、体操に関する記述は一見奇異に思われるほど少ない。これは、すでに稀代の教育者、著述家として著名であった福澤が、文部省の方針に正面から異を唱えることの影響力の大きさから、発言を控えた結果ではないのか。明治19年以後、兵式体操の学校体育への導入に伴い、「強靱な身体」と「従順な精神」という体操科目標の二重化が図られる形で、ともかくも精神性が体操科中に取り込まれ、その点を「自主独立の精神を持つ人間」の育成に近づいたと見た福澤が、「兵式体操」の導入以後、慶應義塾においてこれに積極的な取り組みを開始した(慶應義塾大学校史展示室解説)のは、福澤のそのような教育観・身体観に基づくものではなかったのかという試論を提起した。

本研究の目的は、「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」(1880年)に、改めて福澤諭吉という人物像のスクリーンをかぶせてみるという試みである。とりわけ、鳳至・珠洲二郡教育協議会の直前、1878(明治11)～1879(明治12)年に著された『小学教育の事一・二・三・四』記述を主な手掛かりとする。ただ、「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」は20日間に及び、議論は尋常小学校第5級前期のカリキュラムから開始され、1級、さらに高等小学校に至るまで順次進行していくため、その記録も膨大な分量に上る。そこで本稿では、手始めに最初の尋常小学校第5級前期および後期の議論について取り上げる。

## 1. 石川県鳳至・珠洲二郡教育協議会

### (1) 教育令改正と石川県小学校模範教則

1879（明治12）年9月27日、学制の中央集権的、強制的政策の行き詰まりを打破し、また高揚する自由民権運動対策の意味合いもあって、自由主義的傾向を持つとされる教育令が公布された<sup>7)</sup>。1880（明治13）年4月30日、石川県小学校模範教則（以下「模範教則」と略す：筆者）が制定された。明治13年7月15日、日誌5号、番外（村上）（石川県学務委員・石川県師範学校教員）による「模範教則」の趣旨説明によれば、それまで「東京師範学校の体裁に倣ってきた」教則を、石川県第一師範学校（石川県師範学校のこと、ちなみに第二は後の富山県師範学校、第三は福井県師範学校）練習部（附属小学校）で実験したところ、多くの新たな「発明」（明らかになったこと：筆者）も見られたところから、それらを踏まえ、またこれまでのようにいたずらに画一の体裁をとることなく、教授者の意見に基づいて広く授業方法を活用することで、教育の進歩を図ろうとしたものである。つまり教育内容の改善をはかり、また福井・富山両県を併合して大県となった石川県が管内教育の一元化をめざしたもので、金沢にあった第一師範学校練習部（附属小学校）で実施した教則を模範として、漸次県下に普及させようと意図したものであった。したがって、この「模範教則」は福井県、富山県にも適用されたわけであり、その影響は極めて大きかった。

満6歳から11歳まで、新入生の第5級から第1級に至る5つの学年段階を設け、1つの級（学年）を前期・後期の2期に分け、期末に試業を経て進級させる一般教科のほか、第3級以上の女子には「裁縫」と「容儀」を、高等小学科を希望する者は第2級を卒業すれば進めるものとされている。明治13年石川県管内学事統計表（石川県史料第2巻、641-642頁）によれば、「能登国」の学齢人員は男子23,032人、女子21,377人、計44,409人。このうち就学児童を指しているとみられる「学齢就学」児は、男子15,035人、女子5,823人、計20,858人。就学率は男子65%、女子は27%、計46%である。全国的にも就学率がまだ50%に満たない<sup>8)</sup>この時代、新入生といっても満6歳から11歳までの年齢幅があり、発達段階に大きな開きがあったであろうから、1つの級（学年）を前期・後期の2期に分け、期末に試業を経て進級させる課程制は、当時の児童・生徒の実態からすれば一定の合理性があったと思われる。また男子には本人の希望と土地の状況により農工商のうちの1科を授けるなどが規定されていた。

一方で、教育令の公布によって、各学校・地域では文部省の認可を得れば自主的に教則を編成できる可能性があり、各郡区で審議された形跡が見られる。石川県下では錦城小学校（現加賀市）や宇出津小学校（現鳳珠郡能登町）で独自の編成がなされたと伝えられている<sup>9)</sup>。今回取り上げる石川県鳳至・珠洲郡もそのひとつである。

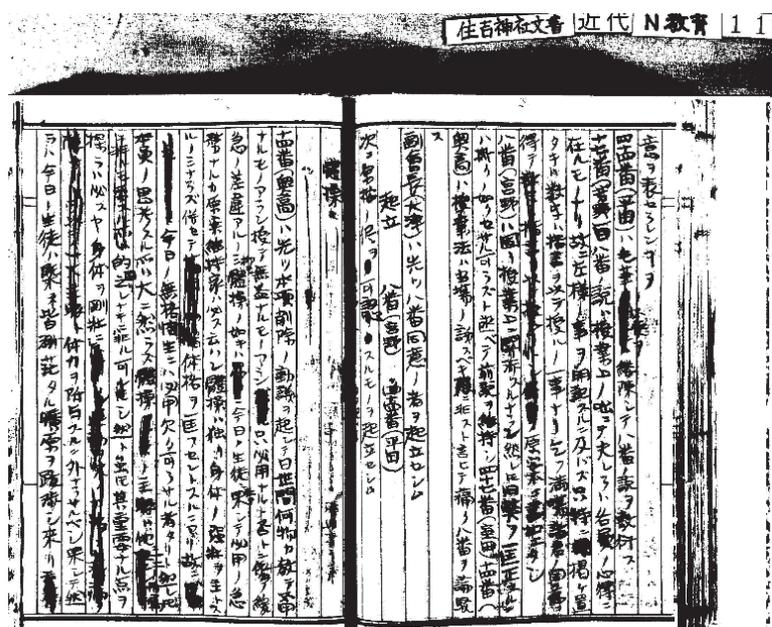


写真1 「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」

## (2) 史料「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」

本研究で用いた、「能登輪島住吉神社」所蔵になる「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」は、1880（明治13）年7月10日から8月1日までの20日間、現在の輪島市輪島小学校地にあったとみられる<sup>いくん</sup>彝訓小学校の階上で開催された「模範教則」を審議する鳳至・珠洲二郡の協議会の模様を伝えるものである。

両郡の小学校教員約30名（日によって一部入れ替えあり）を会員に、教則内容と説明書を審議し、両郡としての採択の是非を議論した。酷暑の中、延々20日間にわたる質疑討論の様子は詳細に記録され、連日数十名の傍聴者が詰めかけたこと、議事規則が制定されて、合理的な議事運営がなされていたことなどが注目される。また自由民権運動の影響を受けて、議事の進め方をはじめ、一つ一つの議論が極めて白熱していることも特色である。なお、発言記録には会員番号（原文漢数字）と共に姓名が付されている。番外とあるのは原案説明者の石川県師範学校教員（県学務委員）である。原文は漢字カタカナによる毛筆の速記体の文章と記録者の要約文または補足説明文、それらの訂正や削除線などが混在し、誤字略字等も多数見られることから、原意を損なわない範囲で筆者が簡略化した現代文を示す。（写真1参照）

## 2. 福沢諭吉と重なる議論

### (1) 1880（明治13）年石川県小学教則（模範教則）尋常小学校第5級の教育課程

1880（明治13）年7月13日、午前9時から始まった会議では、教則説明のため輪島に出張してきた第一師範学校（石川師範学校のこと：筆者）村上教諭が番外に着席。昨日に続いて議論が開始された。

新入生（5級前期）の教科は「文学・庶物指数・口授・算術・体操」、科目は「読書」（毎週6時）「伊呂波仮字五十音濁音清音数字並に字綴の応用を授く」、「書取」（毎週6時）「平仮字片仮字を書取らしめ兼ねて平仮字にて容易き詞を取らしむ」、「庶物指数」（毎週5時）「日用什器製造品及び動植鉱物等を教ふ」、「修身」「応報の理及び徳義行の一端を論し併せ

表1. 明治13年石川県小学教則（模範教則）尋常小学校第5級の教育課程

学 年	期	教 科	科 目	過 当 時 数	内 容
尋常小学 校第五級	前 期	文学	読書	6	伊呂波仮字五十音濁音清音数字並に字綴の応用を授く
			書取	6	平仮字片仮字を書取らしめ兼ねて平仮字にて容易き詞を取らしむ
		庶物指数		5	日用什器製造品及び動植鉱物等を教ふ
		口授	修身	3	応報の理及び徳義行の一端を論し併せて児童の履行すべき礼儀を授く
			養生		飲食に関する事等を論す
			日用枢事		生徒の住所父兄の姓名等を知らしむ
		算術		4	数目及び命位四位以下を授く
		習字		6	楷行草を適宜に授く
		体操			毎日他課時間外大約三十分以下之に同じ 諸種の嬉戯及び運動をなさしむ
過当合計時数				30	

学 年	期	教 科	科 目	過 当 時 数	内 容
尋常小学 校第五級	後 期	文学	読書	6	文字の呼法、句章の読法及び意義の大略を授く
			書取及作文	6	平仮字にて普通の詞及び短句を書取らしむ、又単簡の句を作らしめ間々これに真字を加ふ
		庶物指数		5	前期に同じ
		口授	修身	3	前期に同じ
			養生		前期に同じ
			日用枢事		近き親族及び服忌の事等を知らしむ
		算術		4	命位諸等名義（十進法に係るもの）及び加算呼声を授く
		習字		6	楷行草を適宜に授く
		体操			毎日他課時間外大約三十分以下之に同じ 諸種の嬉戯及び運動をなさしむ
過当合計時数				30	

（注 『石川県史料』 第2巻 pp.594-597より筆者作成）

て児童の履行すべき礼儀を授く」、「養生」「飲食に関する事等を論す」、「日用枢事」「生徒の住所父兄の姓名等を知らしむ」、算術「数目及び命位四位以下を授く」、「習字」「仮字及び数字の類を授く」、「体操」「毎日他課時間外大約三十分以下之に同じ 諸種の嬉戯及び運動をなさしむ」、過当たり合計30時間である。この教則は、『石川県史料』第2巻（594-597頁）に文章形式で収録されており、表1はそれに基づいて筆者が作成したものである。

## (2) 算術について

冒頭に述べた如く、この協議会は1880（明治13）年7月10日から開催されていたが、それまで議事運営の仕方、教則そのものの妥当性、適用範囲や地域、教科の必要性など手続き論が中心であった。この日7月13日、ようやく「石川県尋常小学教則」の説明に入った。しかしこの日も教則の名称を「石川県鳳至珠洲郡尋常小学校則とすべきである」、「教科は5級に分け、各級を前期後期の2期とすべし」、「いや前期後期など一般には聞きなれないから、教科はこれを8級と修正してはどうか」など、議論が沸騰した。「あるいは駁し、あるいは弁じ、甲論乙駁、ほとんど究極なく、満場騒然」となって、午後5時50分閉会した。

7月15日午前9時会議が再開された。この日は口授の内容、例えば「養生」（飲食に関すること）とは何か、空気の腐敗、空気の効用等について、「日用枢事」（生徒の住所父兄の姓名等を知らしむ）について、比較的落ち着いた議論が交わされ、続いて、「算術」に議論が移った。

4番（石川）「高等小学は筆算を授けるところであるから、算用数字を教える必要があると思われるが、そのことを教則に明記していないのはどうしてか」

番外（上村）「筆算を行うには数字を知らなければならないことは周知のことである。筆算には数字の学習が前提となるため教則上には明記していない」

1番（大津）「4番の質問は著しく順序を違えている。会長は却下してほしい」

会長（瀬川）「会長に少し見通しがあったため、特に発言を許したものである。しかし議題とはしない」

この4番（石川）の議論は、高等小学では筆算を授けるのであろうが、そのことが明記されていない。またそれまでに算用数字も教えておかねばならないのではないかという趣旨であったと思われる。これに対して1番（大津）は、今は尋常科高等小学について論じているのではないから、会長はこれを取り上げるべきではないと意見陳述。会長は多少の関連性があると判断して発言を許したが、議題としては取り上げないとの断を下したものであろう。

32番（茶谷）「数字の中にアラビア数字は含めないのか」

番外（上村）「尋常科は算（そろばん：筆者）に止めるので、アラビア数字は含まない。しかし高等に進むうちには実際のところ、アラビア数字くらいは自分で書けるようになるであろう。また教師が必要と認める時はこれを教えても差し支えない」

## (3) 文学（読書・書取）について

8番（宮野）「第5級仮名綴りとは、前期に鍋とか釜とかいう名詞だけを指すのか。または筆はものを書く道具なりというような簡単な文章をも書き綴らせるのか」

番外(上村)「最初は、鍋釜、茶わんなどの名刺を授け、生徒の進歩に応じ逐次簡単な文章を書き綴らせるつもりである。ただ注意をいただきたいのは「チャワン」を「チ」「ヤ」「ワ」「ン」と読ませるようにさせたい」

10番(荒井)「仮名綴りに平かなを用いてカタカナを用いない趣旨を伺いたい」

番外(上村)「平かなで十分に綴れるようになれば、自ずからカタカナでも綴れるようになる。平かなが基本であることは説明書にも書いてある通りである」

18番(山下)「平かなが基本であるというのは、教え方の順序のことか」

番外(上村)「平かなで字を教え、五十音で音調を正しくするのは、大いに順番になっている。だから平かなを先にするのである」

41番(大島)「変体かなは教えるのか」

番外(上村)「もとより教える都合である」

(ここで午前の審議が終了、夕食後午後の部を再開)

#### (4) 午後の部(数字・仮名)について

48番(永井)「算術科において数目及び命位とあるのはどういう意味か」

番外(村上)「顆算(そろばん:筆者)授業法にある数目及び命位のことである。詳しくはその方法を見ていただきたい」

21番(大津)「習字科中に数字の類とある。この類とは何を指すのか」

番外(上村)「干支あるいは東西南北などの文字のことである」

48番(永井)「(第5級後期)文学科中に、また短簡の句を作らしめ、ままこれに真字(漢字:筆者)を加えるとはどういうことか」

番外(上村)「例えば最初は『いぬがはしる』と書かせ、ややこれに熟達したら、『犬が走る』また『犬が奔る』というように、漢字を加えて活用させる。通常の書き取り、または填字とは異なる」

以上のやり取りからわかるように、仮名はひらがな、数字は漢数字から学ぶのがよいという方針が示されている。

さて、以上の議論にかかる福沢諭吉の発言を『小学教育之事』から見てみよう。『小学教育之事』は『福沢文集 二編』(1879年8月新刻)にあり、本稿では富田正文(編)『福沢諭吉選集 第12巻』、1981(1989 3刷)、岩波書店、104-115頁に拠った<sup>10)</sup>。

まず「小学教育之事一」<sup>11)</sup>では、小学校6歳から14歳までの8級での途中で、就学が困難になる児童が多い現状を直視すれば、仮に途中「廃学」しても、それまでの学習が生涯の役に立つような工夫が大事であるとして、「各地方小学教師のため」に書いたものであると述べる。

(5) 福沢諭吉「小学教育之事二」(1878)<sup>12)</sup>

「平仮名と片仮名とを較べて、市在民間の日用にいずれか普通なりやと尋たずぬれば、平仮名なりと答えざるをえず。男女の手紙に片仮名を用いず。手形、証文、受取書にこれを用いず。百人一首はもとより、草双紙その他、民間の読本には全く字を用いずして平仮名のみのももあり。また、在町の表通りを見ても、店の看板、提灯、行灯等の印にも、絶えて片仮名を用いず。日本国中の立場・居酒屋に、めし、にしめと障子に記したるはあれども、メシ、ニシメと記したるを見ず。今このめしの字は俗なるゆえメシと改むべしなど国中に諭告するも、決して人力の及ぶべき所に非ず。

さればここに小学の生徒ありて、入学の後一、二カ月をすぎ、当人の病気か、親の病気か、または家の世帯の差支えをもって、廃学することあらん。その廃学のときに、これまで学び得たるものを調べて、片仮名を覚えてたると平仮名を覚えてたると、いずれか生涯の利益たるべきや。平仮名なれば、ごくごく低き所にて、めしやの看板を見分くる便たよりにもなるべきことなれども、片仮名にてはほとんど民間にその用なしというも可なり。これらの便・不便を考うれば、小学の初学第一歩には、平仮名の必要なること、疑をいるべからざるなり。

また、片仮名にもせよ、平仮名にもせよ、いろは四十七文字を知れば、これを組合せて日用の便を達するのみならず、いろはの順序は一二三の順序の代りに用い、またはこれに交え用うること多し。たとえば、大工が普請するとき、柱の順番を附くるに、梁間（家の幅なり）の方、三尺毎ごとにいろはの印を付け、桁行（家の長さ）の方、三尺毎に一二三を記し、いの三番、ろの八番などいうて、普請の仕組もできるものなり。大工のみにかぎらず、無尽講のくじ、寄せ芝居の棧敷、下足番の木札等、皆この法を用うもの多し。学者の世界に甲乙丙丁の文字あれども、下足番などには決して通用すべからず。いろはの用法、はなはだ広くして大切なるものというべし。

然るに不思議なるは、王制維新以来、五十韻ということ唱えだして、学校の子供に入学のはじめより、まずこの五十韻を教えて、いろはを後にするものあり。元来五十韻は学問（サイヤンス）なり。いろはは智見（ノウレジ）なり。五十韻は日本語を活用する文法の基にして、いろははただ言葉の符牒のみ。

この符牒をさえ心得れば、たといむつかしき文法は知らずとも、日用の便利を達するに差支えはなかるべし。文法の学問、はなはだ大切なりといえども、今日の貧民社会、まず日用を便じて後の学問ならずや。五十韻を暗誦して、いろはを知らざる者は、下足番にも用うべからず。然るに、生れて第一番の初学に五十韻とは、前後の勘弁なきものというべし。この事は七、八年前より余が喋々説弁する所なれども、かつてこれに頓着する者なし。近来はほとんど説弁にも草臥たれども、なおこれを忘るること能わず。最後の一発としてここにこれを記すのみ。

書家の説にいわく、楷書は字の骨にして草書は肉なり、まず骨を作りて後に肉を附くるを順序とす、習字は真より草に入るべしとて、かの小学校の掛図などに楷書を用いたる

も、この趣意ならん。一応もつとも至極の説なれども、田舎の叔母より楷書の手紙到来したることなし、干鯛の仕切に楷書を見たることなし、世間日用の文書は、悪筆にても骨なしにても、草書ばかりを用うるをいかんせん。しかのみならず、大根の文字は俗なるゆえ、これに代るに蘿蔔の字を用いんという者あり。なるほど、細根大根を漢音に読み細根大根といわば、口調も悪しく字面もおかしくして、漢学先生の御意にはかなうまじといえども、八百屋の書付に蘿蔔一束価十有幾錢と書いて、台所の阿三どんが正にこれを了承するの日は、明治百年の後もおぼつか<sup>おぼつか</sup>な覚束なし。

福沢は、明治4年の『啓蒙手習之文(上)』でも、最初に平かな(いろは)、カタカナ(イロハ)、次に漢数字(一二三)、十干(甲乙丙丁)、十二支(子丑寅卯)、大日本国盡(五畿内5か国、東海道15か国…)、天地の文(天地日月、東西南北…)等の順を示し、幼時の教育を重視している<sup>13)</sup>(全集、3巻、9-12頁、昭和34年)また「すべて働く言葉にはなるべくかなを用いる」こととし、漢字は全廃することが望ましいが、急には無理なので、当分は用いる漢字を2千か3千にし、難しい漢字はなるべく用いないよう心掛けるべきであると述べる<sup>14)</sup>。

#### (6) 福沢諭吉「小学教育之事三」(1878)<sup>15)</sup>

さらに算術について次のように述べる。

「筆算と十露盤<sup>そろばん</sup>といずれか便利なりと尋ぬれば、両様ともに便利なりと答うべし。石盤と石筆との価、十露盤よりも高からず、その取扱もまた十露盤に異ならず。かつ、筆算は一人の手にかない、十露盤は二人を要す。算の遅速は同様なるも、一人の手間でまだけははぶくべし。ここにて考うれば、筆算に便利あるが如くなれども、数の文字、十字だけは、横文を知らずしてかなわぬことなれば、今の学校にて教育を受けたものよりほかに通用すべからず。たとい学校にて加減乗除・比例等の術を学び得て家に帰るも、世間一般は十露盤の世界にしてたちまち不都合あり。

父兄はもちろん、取引先きも得意先きも、十露盤ばかりのその相手に向い、君は旧弊の十露盤、僕は当世の筆算などと、石筆をもって横文字を記すとも、旧弊の連中、なかなかもって降参の色なくして、筆算はかえって無算視せらるるの勢なり。いわんや、その筆算の加減乗除も少しく怪しき者においてをや。学校の勉強はまったく水の泡なり。もしもこの生徒が入学中に十露盤の稽古したることならば、その初歩に廃学するも、雑用帳のメ揚ぐらひは出来できて、親の手助けにもなるべきはずなるに、虎の画を学んで猫とも犬とも分らぬもののできたるさまなり。つまり猫ならばはじめから猫を学ぶの便利にしかず。理屈においては筆算と十露盤とともに便利なれども、今の浮世の事実においては、筆算は不便利といわざるをえざるなり。(略)

ある人の考に、日本の文字を用うれば、人の姓名を記し事柄を書くには、もとより便利なれども、数字にいたっては、二五八三と記して二千五百八十三と解すは、これまた人

民社会に不通用のことなりとの説もあれども、ひっきょう、縦の文字を縦に用うることにて、人を驚かすほどの奇に非ず。一二三の字は如何なる下等の民もたいてい知らざるものなし。ただその用法に心を用うるのみにして足るべし。西洋の数字にいたっては、わずかに十字なりといえども、開闢以来、人の知らざるものなれば、これを学ぶにも多少の精神を費さざるをえず。すでに字の形を学ぶに精神を費し、またその用法をことにす。これを日本の数字に比し、便不便はいわずして明らかなり。

結局、今の横文帳合はなにほどに流行するも、早晩、いずれのところにか突当りて、上流と下流との関所を生ぜざるをえず。縦の帳合はその入門の路、たとい困難なるも、関所を生ずるの患うれいなし。たとえば今、日本大政府の諸省に用うる十露盤も、寒村僻邑へきゆうの小店に用うる十露盤も、乗除の声に異同なきは、上下の勘定法に関所なきものなり。帳合の法もかくありたきことと余輩の願う所なり。あるいはまた前の如く、二五八三と記すを不便なりといえ、平たく二千五百八十三円と記して、西洋帳合の趣意にしたがうべき仕方もあり。その説はこれを他日に譲る。

このように、「鳳至・珠洲二郡教育協議会」が開催された1880年の2年前に福沢が述べた教育論と同一論調の議論が協議会の中で繰り広げられていることを知ることができる。答えているのは番外（上村）石川県官（石川師範学校教員）である。

### (7) 「体操」科について

7月18日、尋常小学校第五級前期の教科毎に第二次会（逐条議）の審議が行われ、順次原案を可決、「体操」科の審議に移った。原案は以下の通りであった。

「(第五級前期) 体操 毎日他課時間外大約三十分 以下之に同じ 諸種の嬉戯及び運動をなさしむ」

冒頭、14番（奥高）から「本項全面削除」の動議が提起され、波乱含みの審議となった。

14番（奥高）「世の中には教えて不要なもの、授けて無益なるものがあるわけがない。ただその必要度に緩急の差異があるだけである。そもそも体操の如きは今日の生徒にあって、果してその必要性が急務であろうか。原案支持者はきつと言うであろう。体操はひとり身体の強壯を主とするのみならず、併せて体格を匡正するものであると。だから、今日の不恰好な生徒には必要欠くべからざるものであると。然れども本員の思考する所は大いに然らず。体操はもとより、なくてもよいものではない。その主眼は他に一二の附属的なものがあるけれども、体操の最も重要な点を探るならば、必ずや身体を剛壯にし、体力を付与するに外ならない。果して然らば、今日の生徒は概ね皆 渺茫たる曠原を跋渉してやって来る。新鮮な空気を吸収している者だけであり、何の不足があつて、この上体操を課そうとするのか。このような運動を行わせようとするのは、本員から見ると、不急の科目であつて、削除を欲する所以である」

7番（館石）「(14番に) 賛成である」

8番(宮野)「(これに反駁して：筆者)もし曠野を歩き、新鮮の空気を呼吸しているからと言って、どうして体操を削除すべきであろうか。(一部判読不能箇所あり：筆者)14番が附屬的だと言ったあの恰好のことは、体力養成と共に体操の二大主眼である。もっともこの級は初めて体操を行うのであり、ようやく六歳前後の児童を教える所なのであるから、諸種の嬉戯で十分であると思う。したがって運動の文字は先ず削りたい」

15番(小竹)「原案にて可なり」

33番(松橋)「頁端のため判読不能であるが、副会長(大津)が議決の際に「先づ33番の説、諸種に代るに無害の字を以てするを可とするものは起立すへし」と発言しているため、「無害の文字を付け加える」案であったことがわかる：筆者)

32番(茶谷)「これに賛成する」

17番(芳野)「8番に賛成する。33番、32番には申し訳ないが、何も謬<sup>あやまり</sup>を見ないのであろうか。害なきの文字を(嬉戯に：筆者)冠しておかなければ、中には危ない嬉戯もあるであろう。苟も教員、親しく児童を教授する身にあつて、どうしてそのような無分別の痴れ者があることだろう。33番等は様々な事柄に無害の文字を明記しなければ、もし児童に妨げや害がある事であっても、必ずこれを行わせようとするつもりか。近頃抱腹の至りである」

8番(宮野)「午前にもちょうど申し述べた通り、運動は摸<sup>まね</sup>るものであり、上の級に至らないうちは、さほど功益はないものと信じる。諸君乞う、本員の削除説に賛成あれ」

9番(生嶋)「声に応じて」8番に賛成する」

10番(荒井)「幼半より運動しなければ、筋肉の自由を得ることはできない。8番会員はどういう点に着目して、上の級に至らなければ無益だと言うのか。切に望む、自説を猛省して放棄すべきである。これ蓋し8番の8番たるを得る唯一の途であろう」

(略)

41番(大島)「本員は14番に賛成する。けれども(運動が：筆者)不要というのではない。この級の生徒は極めて年少なれば、遊戯のみにて可だからである。別に体操の、運動のと事々しくするには及ばない。もっとも遊戯なるものは別に科目に掲げなくとも、自ら実際に行われるものである。したがって、体操の効用や体操の適度については上の級に至って論ずるべきであろう。故にこの級に於いては14番の説に起立せざるを得ない」

議論は沸騰し、会員はこもごも立ち上がって、「相駁し、相論し、殆ど終極なきか如きも、畢竟前説を反覆するに過ぎざれば、為に会員中二三倦厭の色ある者なしとせず」と延々と続いた。やがて副会長(大津)が「この項目については、各員からまだまだ議論があると思われたので、しばらく発言を自由にして、充分意見を承ってきたところである。しかしながら、最早論種も尽きたようなので、議決に取掛りたい」と、採決に入った。結果は33番(松橋)の「無害」の文字を付け加える案に賛成2名、8番(宮野)の「運動を除く」案に賛成8名、14番(奥高)の「体操全面削除」案に賛成10名、原案賛成に10名といずれも過半数に達せず、小委員会でも審議を行うこととなった。実に30名中、原案

賛成者は3分の1に過ぎず、多くは「体操全面削除」ないし「一部削除若しくは修正」だったことになる。

前述した算術等についての議論と異なるのは、原案提出者である県官（石川師範学校教員）側から、体操に関する有効な説明や反論ができずに、議論が放置され、混乱していることである。すなわち、体操科の必要理由・目的を説明しきれていない。また教科としての位置づけができていない。学年進行による教材配当がないために、評価法も示されていないのである。もっともこれは石川県のみではなく、全国的に同様であった。

文部省はこのように全国で「体操」科が実質的に空文規定となっている状況に鑑み、当時の国情に適した体操教材の選定と教員養成を目的に、1878（明治11）年に文部省直轄「体操伝習所」を設立し、アメリカからリーランドを教師として招聘し、結論的には「軽体操」を主教材として選定し、教員養成や教科参考書の刊行を行った。その最初の卒業生は1880（明治13）年、以後多数輩出されるが、この時点では石川県にその成果はもたらされていない。体操伝習所の成果が石川県教則に反映されるのは1882（明治15）年からである<sup>5)</sup>。

#### (8) 体操についての福沢諭吉の言説

興味深いことに、福沢諭吉は体操科についてあまり多くを語らない。西洋事情初編「学校」の中で「学校の傍には必ず遊園を設て花木を植へ泉水を引き遊戯奔走の地となす。また園中に柱を立て、梯を架し綱を張る等の設をなして、学童をして柱梯に攀り或は綱渡の芸をなさしめ、五禽の戯を為て四肢を運動し、苦学の鬱閉を散じ身体の健康を保つ」、外国には「勇躍動作の場所」<sup>16)</sup>があるなどを紹介しているにすぎない。そして学制以後の「体操」については極めて批判的なまなざしを向ける。

「小学の教則に、さまざま高上なる課目をのせ、技芸も頂上に達して、画学、音楽、唱歌、体操等を教授せんとする者あるが如し。田舎の百姓の子に体操とは何事ぞ。草を刈り、牛を飼い、草臥くたびれはてたるその子供を、また学校に呼びて梯子登りの稽古か、難渋至極というべし」<sup>17)</sup>

福沢はこのように述べて、家事・家業労働にくたびれ果てている農家の子に、わざわざ学校で梯子登り（これは当時の陸軍で行われていた教材の一つ、いくつかの学校でも取り入れられていた）などの体操を行うことには批判的であった。もちろん、健康が重要で、身体運動が必要であることは、後年の作になる、次の文を見ても理解される。

「さて子供の教育法については、私は専ら身体のほうを大事にして、幼少の時から強いて読書などさせない。先ず獣身を成して後に人心を養うというのが私の主義である。（略）既に二十年前のことです、長男一太郎と次男捨次郎と兩人を帝国大学の予備門に入れて修

行させて居た處が、とかく胃が悪くなる。ソレカラ宅に呼返して色々手当すると次第に宜くなる。宜くなるから又入れると又悪くなる。到頭三度入れて三度失敗した。…文部学校の教授法を此のままに遣りておけば、生徒を殺すに極つている。…此の儘でおくならば東京大学は少年の健康屠殺場と命名してよろしい」<sup>18)</sup>。

長男次男に対してどんな手当てをしたのかは、わからないが、福沢自身は「身体運動」を次のように語ってる。

「私の身体運動は如何だと其話もしましょう。幼年のときから貧家に生まれて身体の運動はイヤでもしなければならぬ。ソレガ習慣になって生涯身体を動かしています」<sup>19)</sup>。「今でも宵は早く寝て朝早く起き、食事前に一里半ばかり芝の三光から麻布吉川辺の野外を少年生徒とともに散歩して、午後になれば居合を抜いたり米を搗（き）…規則のようにして、雨が降りても雪が降りても年中一日も欠かしたことはない」<sup>20)</sup>

つまり、福沢の体育法は「散歩、居合、米搗き」という保健養生を目的とした日常的な身体運動であり、家業や家事労働に取り組み、疲れ果て、なおかつ学校への登下校で山野を跋涉して歩いてくる子どもたちにはすでにその目的は達しているとしてその必要性に異議を唱えていたのであろうことがうかがわれる。

### 3. まとめ

1880年「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」の石川県模範教則の議論における算術、文学（読書・書取）における数字の扱い方、仮名の扱い方に関する石川県官（石川師範学校教員）の説明は、福沢諭吉の教育論（「小学教育の事」）と軌を一にする。

これに対して、石川県模範教則の体操規定について、県側は有効な説明をし切れていない。一方、現場教員たちには福沢諭吉と軌を一にする体育論がみられ、議論が紛糾している。これは体操伝習所の成果が反映される以前の状況、および福沢諭吉の体操についての消極的な姿勢が反映されている可能性を示しているかもしれない。

稀代の教育家・著述家としてベストセラーであった福沢諭吉の『学問のすすめ』（1872～76）をはじめとして、『京都学校の記』（1872）、「小学教育の事」（『福沢文集二編』（1879））『小学教育の事』（1888-1889）などを通じて、福沢の教育関係著作やその考え方は、当時の地方教育者たちに幅広く理解されていた可能性がある。

ただし、だからと言って1880（明治13）年「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」が直ちに福沢諭吉の影響を受けていると即断することはできない。そもそもそのような見解がそれぞれ独自に提出された可能性もあるし、あるいは共通する別な教育論の存在も疑ってかからなければならない。これらの検証は次の課題となる。本稿ではしたがって、「鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」に福沢諭吉というスクリーンをかぶせてみると、類似した論

調や主張がみられるという事実の報告にとどめておきたい。「研究ノート」とする所以である。

### 注及び引用・参考文献

- 1) 福沢諭吉 (1876)『学問のすゝめ』、岩波文庫、2008年第90刷 (1942 1刷)、小泉信三「解題」、177頁
- 2) 石川県教育史編纂委員会 (1974)『石川県教育史』第一巻、石川県教育委員会、226-269頁
- 3) 輪島市史編纂専門委員会 (1975)『輪島市史 資料編第四巻 近世町方海運・近現代』、石川県輪島市役所、852頁
- 4) 大久保英哲 (2015)「1880年石川県鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」、田中昭文堂、2015 (非売品)、また大久保英哲 (2014)「教育令期小学校教師たちのカリキュラム論議 (1)」金沢大学学校教育学類紀要6。なお、同様な教育会の議論内容を扱った研究として、湯川嘉津美 (2012)「教育令期における九州各県聯合教育会の開催とその意義」、地方教育史研究33があるが、これは1883年の会議を扱ったものである。したがって、1880年「石川県鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」が、管見の限りでは最も早く、又詳細な議事録である。
- 5) 大久保英哲 (2013)「教育令期における小学校教師たちの「体操」科理解—1880 (明治13) 年「石川県鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌」から—」体育学研究、58巻、77-90頁
- 6) 大久保英哲 (2019)「福沢諭吉の思想の地方体育への波及—鳳至・珠洲二郡教育協議会日誌 (1880年) から—」第70回日本体育学会、組織委員会・体育史専門領域合同シンポジウム「自立・自律した個人に価値をおく社会における体育・スポーツ：」福澤諭吉とその時代に手がかりを求めて」、慶應義塾大学
- 7) 日本近代教育史事典編集委員会 (1971)『日本近代教育史事典』、平凡社、5頁。
- 8) 文部省 (学制百年史編集委員会) (昭和56年)『学制百年史』、文部省、「明治6年以降教育累年統計」(文部科学省HP、2020年10月28日閲覧による)
- 9) 石川県教育史編纂委員会 (1974)『石川県教育史第一巻』、石川県教育委員会、269頁。
- 10) 富田正文 (編)『福沢諭吉選集』第12巻、1981 (1989 3刷)、岩波書店、104-115頁
- 11) 福沢諭吉『小学教育の事 (一)』、富田正文 (編)『福沢諭吉選集』第12巻、1981 (1989 3刷)、岩波書店、104-106頁
- 12) 福沢諭吉『小学教育の事 (二)』、富田正文 (編)『福沢諭吉選集』第12巻、1981 (1989 3刷)、岩波書店、106-108頁
- 13) 福沢諭吉『啓蒙手習之文 (上)』(明治4年)、『福沢諭吉全集』第3巻 (全集、3巻、9-12頁、昭和34年)
- 14) 福沢諭吉『第一文字之教』(明治6年)、『福沢諭吉全集』第3巻、岩波書店、1958、553-557頁
- 15) 福沢諭吉『小学教育の事 (三)』、富田正文 (編)『福沢諭吉選集』第12巻、1981 (1989 3刷)、岩波書店、108-112頁
- 16) 福沢諭吉『西洋事情』(明治6年)、『福沢諭吉全集』第1巻、岩波書店、1958、303頁
- 17) 福沢諭吉『小学教育の事 (四)』、富田正文 (編)、『福沢諭吉選集』第12巻、1981 (1989 3刷)、岩波書店、112-113頁
- 18) 福沢諭吉『福翁自伝』(明治32年)「体育を先にす」、『福沢諭吉全集』第7巻、岩波書店、1959、234頁
- 19) 18に同じ 255頁
- 20) 18に同じ 257-258頁